

家族が亡くなった時の各種手続きについて



この度は大変ご愁傷様です。心からお悔やみ申し上げます。
 お亡くなりになった方について、次のような手続きが必要になります。
 手続きを怠ると思わぬ不利益を被ることがありますので、該当する事項がありましたら早めにお済ませください。
 なお、一般的な手続き事項をお示したものであり、これら以外の手続きや書類などが必要になることがあります。

〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地
 秩父別町役場 電話 0164-33-2111・FAX 33-3466

印鑑登録・住民基本台帳カード・個人番号カード(通知カード)

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当	確認欄
1 印鑑登録をしていた方	・死亡すると廃止になりますので、印鑑登録証(カード)をお返しくください。	・印鑑登録証(カード)	住民課 総合窓口G (戸籍)	
2 個人番号カード(通知カード)／住民基本台帳カードを持っていた方	・死亡すると廃止になります。	・個人番号カード(通知カード) ・住民基本台帳カード	住民課 総合窓口G (戸籍)	

年金・農業者年金

3 年金を受給していた方	・年金未支給請求書を提出してください。 ※遺族年金が発生する場合がありますので、ご相談ください。	・死亡者の年金証書 ・届出者の印鑑 ・届出者の通帳 ・個人番号カード(通知カード) ・その他	住民課 総合窓口G (年金)	
4 年金を受給していなかった方	・遺族年金、寡婦年金、死亡一時金が発生する場合がありますので、ご相談ください。	・年金手帳等、死亡した方の年金加入状況がわかるもの ・個人番号カード(通知カード)	住民課 総合窓口G (年金)	
5 議員年金等を受給していた方	・死亡届を提出してください。 ※手続きがありますので議会事務局にご相談ください。	・死亡者の戸籍抄本 ・請求者の戸籍謄本	議会事務局	
6 農業者年金を受給していた方	・死亡届及び年金未支給請求書を提出してください。	・死亡者の年金証書 ・届出者の印鑑 ・届出者の通帳 ・戸籍謄本(又は除籍謄本)	農業委員会 事務局	
7 農業者年金に加入していた方	・死亡届を提出してください。 ※死亡一時金が発生する場合がありますので、ご相談ください。	・届出者の印鑑 ・戸籍謄本(又は除籍謄本)等	農業委員会 事務局	

健康保険・介護保険・医療費助成制度

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当	確認欄
8 国民健康保険に加入していた方	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失届を提出し、保険証をお返してください。 葬祭費支給申請書を提出してください。 世帯主が亡くなった場合は、保険証が新しくなりますので、加入者全員の保険証をお返してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証 届出者の印鑑 振込口座の通帳 	住民課 住民福祉G (国保)	
9 介護保険被保険者証を持っていた方(65歳以上の方全員)	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失届を提出し、被保険者証をお返してください。 保険料還付等の口座登録をしてください。(相続人)※介護保険料が返還される場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 届出者(相続人)の印鑑 介護保険被保険者証 振込口座の通帳 	住民課 住民福祉G (介護保険)	
10 後期高齢者医療制度対象の方	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証をお返してください。 葬祭費支給の手続きをしてください。 保険料還付等の口座登録をしてください。(相続人) 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療被保険者証 届出者(相続人)の印鑑 振込口座の通帳 会葬礼状 	住民課 住民福祉G (後期高齢者医療)	
11 重度心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・乳幼児医療の受給者証を持っていた方	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失届を提出し、受給者証をお返してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証 届出者の印鑑 	住民課 住民福祉G (医療)	
12 自立支援医療受給者証(精神通院/更生医療)を持っていた方	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療受給者証をお返してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療受給者証 	住民課 住民福祉G (社会福祉)	

福祉制度の手帳・受給者証

13 身体障害者手帳を持っていた方	<ul style="list-style-type: none"> 手帳返還届を提出し、手帳をお返してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 届出者の印鑑 	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
14 療育手帳を持っていた方	<ul style="list-style-type: none"> 手帳返還届を提出し、手帳をお返してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳 届出者の印鑑 	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
15 障害者手帳(精神保健福祉手帳)を持っていた方	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳(精神保健福祉手帳)をお返してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳(精神保健福祉手帳) 	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
16 障害者自立支援法の各種サービスを受けていた方	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス受給者証をお返し下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス受給者証 	住民課 住民福祉G (社会福祉)	

福祉制度の各種手当

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当	確認欄
17 児童手当を受けていた方	【保護者が亡くなった場合】 <ul style="list-style-type: none"> 未払金がある場合は、未払請求書を提出してください。 引き続き配偶者が受給する場合は、認定請求書を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 請求者の印鑑 振込口座の通帳 	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
	【児童が亡くなった場合】 <ul style="list-style-type: none"> 受給事由消滅届又は額改定届を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 		

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当	確認欄
18 児童扶養手当を受給していた方	<p>【保護者が亡くなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者死亡届を提出してください。 ・未払金がある場合は、未払手当請求書を提出してください。 <p>【児童が亡くなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失届又は額改定届を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書 ・届出者の印鑑 ・振込口座の通帳 	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
19 特別児童扶養手当を受給していた方	<p>【保護者が亡くなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者死亡届を提出してください。 ・未払金がある場合は、未払手当請求書を提出してください。 <p>【児童が亡くなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失届又は額改定届を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当証書 ・届出者の印鑑 ・振込口座の通帳 	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
20 障害児福祉手当 特別障害者手当を受けていた方	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者死亡届を提出してください。 ・未払金がある場合は、未払手当請求書を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の印鑑 ・受給者の死亡が記載された戸籍抄本1通 ・振込口座の通帳 	住民課 住民福祉G (社会福祉)	

その他

21 町水道を使用していた方	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者変更届を提出してください。 ・亡くなった方の口座から料金を引落していた場合は、口座変更の手続きが必要です。 <p>※ゆうちょ口座の場合は、ゆうちょ銀行で手続きをしてください。</p> <p>※水道を使わない場合は、給水停止届を提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・振替口座の通帳 ・通帳の印鑑 ・印鑑 	建設課 建設G (水道)	
22 合併浄化槽を使用していた方	<ul style="list-style-type: none"> ・今後合併浄化槽を使わない場合は、休止又は廃止届が必要な場合があります。 ・亡くなった方が管理者だった場合、管理者変更届を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 	住民課 総合窓口G (衛生)	
23 秩父別墓地を使用していた方	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が死亡した場合、墓地使用継承者を定め、墓地使用権移転届を提出してください。(継承者が町外在住の場合、墓地管理代理人〔町民に限る〕を定め墓地管理代理届を提出してください。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 	住民課 総合窓口G (衛生)	
24 秩父別墓地に埋葬(納骨)する方	<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬(納骨)の日が決まりましたら、埋葬届出書を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・火葬許可証 	住民課 総合窓口G (衛生)	
25 公営住宅に入居していた方	<ul style="list-style-type: none"> ・同居者異動届、入居継承申請、又は退去届の提出が必要になります。 <p>※異動・継承の場合は家賃が変わることがあります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 	建設課 建設G (住宅管理)	
26 農地を所有していた方	<ul style="list-style-type: none"> ・農地相続届が必要ですのでご相談ください。 		農業委員会 事務局	
27 町民税・固定資産税・軽自動車税を納めていた方	<ul style="list-style-type: none"> ・確認事項がありますのでお問い合わせください。 		総務課 総務G (税務)	